

北海道生物多様性保全計画に基づく施策の
進捗状況の点検・評価結果
資料編

資料1 目標・基本方針別点検・評価シート

目標・基本方針別の点検・評価シート（1）

<生物多様性保全計画の目標・基本方針>

目標	1. 地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全
基本方針	①地域の特性を認識するため、生態系やそれを構成する生物などの現状把握を図る。
項目	—

<施策の評価>

予 算 の 動 向	金額（単位：千円） *上記の内訳 関連する予算事業名	H 2 3 予算	H 2 4 予算	H 2 5 予算	備考	環境基本計画 施策番号
		金額（単位：千円）				
		H 2 3 予算	H 2 4 予算	H 2 5 予算		
	事業名 ①自然環境保全監視費（自然環境保管理費）	43,182	39,519	39,072		9, 15, 17
	事業名 ②野生鳥獣保護管理対策費（ヒグマ対策推進費）	3,905	2,985	5,034		17
	事業名 ③特定生物対策費（希少野生動植物保護対策推進費）	10,470	10,204	9,122		15, 39
	事業名 ④特定生物対策費（外来種対策推進費）	12,848	12,331	11,511		16
	事業名 ⑤内水面漁業振興対策事業費（外来魚拡散防止総合対策事業費）	1,353	1,217	1,106		16
	事業名 ⑥知床世界自然遺産保全対策費（知床地域自然環境保管理費）	11,226	10,089	9,682		11, 39
	事業名 ⑦エゾシカ対策推進事業費（エゾシカ対策推進費）	11,226	10,089	9,682		17, 39
H 2 4 年 度 の 主 な 取 組 み	<p>①自然保護監視員（145名）、鳥獣保護員（290名）及び希少野生動植物保護監視員（51名）を配置し、自然公園や鳥獣の保護管理、狩猟者指導及び希少種の保護監視等を行った。</p> <p>②全道を対象とするヒグマ保護管理計画の策定に向け、全振興局による調査を開始し、全道的な個体群動態のモニタリング調査に着手した。</p> <p>③関係機関等と連携したタンチョウの保護対策を進めるなど、希少種の減少抑止や増加に向けた取組を行うとともに、「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく指定希少動植物について、魚類、植物で新たに指定すべき種について検討した（これまでに、条例に基づき、植物23種、昆虫5種を指定希少動植物に指定）。</p> <p>④外来種による本道の生態系等への悪影響を防止するため、ボランティア等を対象とした外来種防除研修会（全道で37回開催）や学識者による外来種検討委員会（1回）を開催したほか、道民ボランティアや市町村、農協等と連携してアライグマやセイヨウオオマルハナバチの生息状況の監視や駆除を実施した。</p> <p>⑤道内の外来魚であるブルーギル等の生息調査や食害調査を実施した。主な外来魚であるブルーギルについては、函館市等とともに函館市五稜郭公園において駆除を実施（9,923尾を駆除）し、プラウトラウトについては、渡島（渡島総合振興局）管内の3河川で駆除（573尾を駆除）を実施した。また、外来魚の移植禁止を周知する啓発活動を実施した。</p> <p>⑥世界自然遺産に登録された知床を保全・管理するため、国や地元自治体など関係機関による「科学委員会海域ワーキンググループ会合」を開催し、海域の保全に係る科学的検討を行うとともに、サケ科魚類遡上状況調査・河川工作物改良効果確認調査を実施した。</p> <p>⑦エゾシカ保護管理計画に基づき、エゾシカの個体数を適正に管理し、被害の低減を図るため、関係機関によるエゾシカ対策協議会を開催し、対策について検討するとともに、生息環境・捕獲状況調査等を実施した。また、狩猟の適正管理のための巡視や普及啓発を行った。</p>					
課 題	<p>■各振興局と協議し、効率的・効果的な監視体制となるよう、監視員を配置する必要がある。</p> <p>■希少な高山植物の踏み荒らしや盗掘・違法採取が確認されているため、今後も自然保護監視員等による定期的な監視等を行う必要がある。</p> <p>■希少種を取り巻く環境の変化にあわせ、保護対策の手法を一部見直す必要がある。</p> <p>■個体数の減少が危惧される種について、的確に現状を把握するとともに適切な保護管理を進める必要がある。</p> <p>■希少な野生動植物の保護を進めるためには、行政による取組だけでなく、多様な主体の連携が必要である。</p>					
今 後 の 方 向	<p>■生息・生育地の改変等により絶滅が懸念される希少野生動植物種について、生息状況を把握するためのモニタリングを計画（検討）するとともに、その捕獲等の行為を厳しく制限する。</p> <p>■レッドデータブック（またはレッドリスト）の見直しを行い、希少種保護の状況を的確に把握していく。</p> <p>■外来種の情報提供等により、外来種の野生化を防止するとともに、市町村や道民ボランティア等と連携しながら、外来種の監視・駆除等の取組を積極的に進める。</p> <p>■ヒグマについては、全道域における保護管理を行う必要があることから、全道域を対象とした「北海道ヒグマ保護管理計画」の策定や計画策定に必要な生息数把握等のためのモニタリング調査、ヒグマに対応できる狩猟者の育成、人身事故等の防止に向けた普及啓発等を実施する。</p> <p>■知床海域の保全に係る科学的検討を行うとともに、サケ科魚類と海棲哺乳類のモニタリング調査を積極的に進める。</p> <p>■生息数の増加により多大な農林業被害をもたらしているエゾシカについては、適正な個体数の管理に向け、捕獲の促進や捕獲の担い手の確保、有効活用の推進など、総合的なエゾシカ対策を実施する。</p> <p>■国や北海道立総合研究機構、大学、関係市町村、企業等と連携を図りながら、すぐれた自然や生物多様性の保全、大気・水質など生活環境の保全などに関わる短期的な課題や長期的な課題を適時あるいは計画性を持って、調査研究や技術開発を図る。</p>					

目標・基本方針別の点検・評価シート（2）

<生物多様性保全計画の目標・基本方針>

目標	1. 地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全
基本方針	②絶滅のおそれのある動植物や重要な生態系の保全を図る。
項目	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅原因の減少と遺伝的多様性の確保 ・希少種の個体数の回復 ・必要に応じた外来種の防除

<施策の評価>

	金額（単位：千円）	H 2 3 予算	H 2 4 予算	H 2 5 予算	備考	環境基本計画 施策番号
		102,842	97,404	88,205		
予算 の 動 向	* 上記の内訳 関連する予算事業名	金額（単位：千円）				
	事業名 ①自然環境計画推進費（生物多様性保全推進事業費）	4,270	2,933	2,323		15, 16
	事業名 ②自然環境保全監視費（自然環境保全監視費）	43,182	39,519	39,072		9, 15
	事業名 ③特定生物対策費（希少野生動植物保護対策推進費）	10,470	10,204	9,122		15
	事業名 ④生物多様性保全の森林の設定【赤いカキツバタ事業】	0	0	0		10
	事業名 ⑤特定生物対策費（外来種対策推進費）	12,848	12,331	11,511		16
	事業名 ⑥特定生物対策費（動物愛護管理対策推進費）	20,359	20,697	18,854		22
	事業名 ⑦北海道の豊かな水と自然を守る事業「北海道e-水プロジェクト」【赤いカキツバタ事業】	0	0	0		16
	事業名 ⑧内水面漁業振興対策事業費（外来魚拡散防止総合対策事業費）	1,353	1,217	1,106		16
	事業名 ⑨文化財保存対策費（文化財保存対策費）	14,630	13,436	8,540		21
H 2 4 年度 の 主 な 取 組 み	<p>①平成25年3月、生物の多様性の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」を制定した。（「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」はこの条例に統合）</p> <p>②自然保護監視員（145名）、鳥獣保護員（290名）及び希少野生動植物保護監視員（51名）を配置し、自然公園や鳥獣の保護管理、狩猟者指導及び希少種の保護監視等を行った。</p> <p>③関係機関等と連携したタンチョウの保護対策を進めるなど、希少種の減少抑止や増加に向けた取組を行うとともに、「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく指定希少動植物について、魚類、植物で新たに指定すべき種について検討した（これまでに、条例に基づき、植物23種、昆虫5種を指定希少動植物に指定）。</p> <p>④希少な野生動植物の生息・生育している森林や特徴ある貴重な森林を、「生物多様性保全の森林」として設定し、その特性に応じた森林の管理等を行った。</p> <p>⑤外来種による本道の生態系等への悪影響を防止するため、ボランティア等を対象とした外来種防除研修会（全道で37回開催）や学識者による外来種検討委員会（1回）を開催したほか、道民ボランティアや市町村、農協等と連携してアライグマやセイヨウオオマルハナバチの生息状況の監視や駆除を実施した。</p> <p>⑥特定移入動物の野生化を防ぐため、動物の適切な飼養及び取扱いの推進を図った。</p> <p>⑦本道の水環境の保全に貢献したい企業との協働事業である「北海道e-水（イミズ）プロジェクト」により、企業からの寄付金を活用し、二ホンザリガニの保全と外来ザリガニ問題について啓発を行っている活動団体に対し、助成を行った。</p> <p>⑧道内の外来魚であるブルーギル等の生息調査や食害調査を実施した。主な外来魚であるブルーギルについては、函館市等とともに函館市五稜郭公園において駆除を実施（9,923尾を駆除）し、ブラウントラウトについては、渡島（渡島総合振興局）管内の3河川で駆除（573尾を駆除）を実施した。また、外来魚の移植禁止を周知する啓発活動を実施した。</p> <p>⑨新たな文化財の指定（道指定1件）、文化財パトロールなど、文化財保護に向けた取組を行った。</p>					
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ■希少な野生動植物の保護を進めるためには、行政による取組だけでなく、多様な主体の連携が必要である。 ■各振興局と協働し、効果的な監視体制となるよう、監視員を配置する必要がある。 ■希少な高山植物の踏み荒らしや盗掘・違法採取が確認されているため、今後も自然保護監視員等による定期的な監視等を行う必要がある。 ■希少種を取り巻く環境の変化にあわせ、保護対策の手法を一部見直す必要がある。 ■希少野生動物であるタンチョウは、徐々に生息域が拡大する傾向にあるが、越冬期には給餌場に集中しており、ひとたび高病原性鳥インフルエンザなどの感染症が発生すると、一気に病気が蔓延してしまうおそれがあるため、給餌方法の改善などにより越冬期の分散を進めていく必要がある。 ■全道で140羽程度が確認されるにとどまっているシマフクロウや繁殖数が激減しているエトビリカやウミガラスなど、個体数の減少が危惧される種について、的確に現状を把握するとともに適切な保護管理を進める必要がある。 ■アライグマやセイヨウオオマルハナバチなどの外来種の生息域が拡大に伴い、在来種への影響や農作物への被害も拡大している。 ■ブラウントラウトは、遊漁者が利用している実態があるため、遊漁者の理解促進と併せて駆除を行っていく必要がある。 ■ブルーギルやブラウントラウトは、河川等で再生産（繁殖）しており、撲滅までに時間を要することから、さらなる拡散防止に向け、広域的な協議会を設置するなど効果的な対策が必要である。 ■外来種の防除の推進には、行政による取組だけでなく、多様な主体の連携による取組が必要である。 					
今 後 の 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ■北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づき、指定希少野生動植物種の指定を進める等、希少野生動植物種の保護を総合的に進める。 ■生息・生育地の改変等により絶滅が懸念される希少野生動植物種について、生息状況を把握するためのモニタリングを計画（検討）するとともに、その捕獲等の行為を厳しく制限する。 ■レッドデータブック（またはレッドリスト）の見直しを行い、希少種保護の状況を的確に把握していく。 ■北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づき、外来種対策基本方針を定め、指定外来種（野外に放つこと等を禁止）の指定を進める等、外来種対策を総合的に進める。 ■外来種の情報提供等により、外来種の野生化を防止するとともに、市町村や道民ボランティア等と連携しながら、外来種の監視・駆除等の取組を積極的に進める。 ■補助金の活用や企業等からの支援により、民間団体等による積極的な生物多様性保全活動を促進する。 					

目標・基本方針別の点検・評価シート（3）

<生物多様性保全計画の目標・基本方針>

目標	1. 地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全
基本方針	③安定的な生態系やそれを形成する動植物の維持を図る。
項目	—

<施策の評価>

	金額（単位：千円）	H 2 3 予算	H 2 4 予算	H 2 5 予算	備考	環境基本計画 施策番号
		金額（単位：千円）				
		H 2 3 予算	H 2 4 予算	H 2 5 予算		
	*上記の内訳 関連する予算事業名					
予算の動向	事業名 ①自然環境計画推進費（生物多様性保全推進事業費）	4,270	2,933	2,323		17,18
	事業名 ②自然環境保全監視費（自然環境保全監視費）	43,182	39,519	39,072		9,17
	事業名 ③自然環境計画推進費（自然公園保全費）	3,473	3,143	2,990		9
	事業名 ④自然環境計画推進費（自然公園計画策定費）	1,256	1,118	1,006		9
	事業名 ⑤知床世界自然遺産保全対策費（知床地域自然環境保全管理費）	11,226	10,089	9,682		11,14
	事業名 ⑥野生鳥獣保護管理対策費（鳥獣保護対策推進費）	2,262	1,839	2,053		17,18
	事業名 ⑦野生鳥獣保護管理対策費（ヒグマ対策推進費）	3,905	2,985	5,034		17
	事業名 ⑧野生鳥獣保護管理対策費（高病原性鳥インフルエンザ対策事業費）	6,061	3,673	2,937		17
	事業名 ⑨エゾシカ対策推進事業費（エゾシカ対策推進費）	13,992	13,843	13,174		17
	事業名 ⑩エゾシカ対策推進事業費（エゾシカ管理体制整備事業）	6,964	4,902	0		17
	事業名 ⑪エゾシカ対策推進事業費（エゾシカ緊急対策事業費/エゾシカ被害防止緊急対策指導推進費）	1,931	1,763	0		17
	事業名 ⑫エゾシカ対策推進事業費（エゾシカ緊急対策事業費/計画的捕獲体制等実証実験事業費）	12,746	10,544	0		17
	事業名 ⑬エゾシカ対策推進事業費（エゾシカ対策条例（仮称）検討費）	0	468	0		17
	事業名 ⑭狩猟者人材確保等実態調査事業（緊急雇用創出事業）	0	37,792	0		17
	事業名 ⑮道有林エゾシカ緊急対策事業費	28,900	26,879	24,955		17
	事業名 ⑯エゾシカ森林被害防止強化対策事業費	11,085	4,624	1,953		17
	事業名 ⑰道営農地防災事業費（海岸保全施設整備事業費、海岸環境整備事業費）	1,359,182	1,641,080	945,455		20
	事業名 ⑱内水面漁業振興対策事業費（魚道維持補修事業費）	3,042	3,042	3,042		18
	事業名 ⑲内水面漁業振興対策事業費（保護水面管理事業費）	9,247	9,247	9,247		20
	事業名 ⑳魚道管理要領検討事業【赤いカササギ事業】	—	—	—		18
	事業名 ㉑治山事業費（水源地域等保安林整備事業費）	2,058,017	1,853,689	2,569,860		10,20
	事業名 ㉒治山事業費（防災林整備事業）	225,683	179,868	439,018		10,20
	事業名 ㉓北のみどり21プラン推進事業費（みどりの環境づくり計画推進管理費）	1,780	1,511	0		19
	事業名 ㉔北のみどり21プラン推進事業費（みどりバンク推進事業費）	1,037	892	0		19
	事業名 ㉕北のみどり21プラン推進事業費（みどりの環境改善活動支援事業費）	1,147	1,060	0		19
	事業名 ㉖北の大地の森林づくり促進事業（食の環境を守る協働の森林づくり促進事業）	7,332	7,034	0		20
	事業名 ㉗森林整備事業（公共事業<道有林>）	871,223	1,093,718	1,921,918		10
	事業名 ㉘森林整備事業（単独事業<道有林>）	738,938	736,932	751,639		10
	事業名 ㉙ほっかいどう企業の森林づくり【赤いカササギ事業】	—	—	—		10
	事業名 ㉚生物多様性保全の森林の設定【赤いカササギ事業】	—	—	—		10
	事業名 ㉛「北の魚つきの森」活動支援【赤いカササギ事業】	—	—	—		10
	事業名 ㉜道民との協働による水源林の復元【赤いカササギ事業】	—	—	—		10
	事業名 ㉝森林資源の環境価値化支援事業（カーボン・オフセット活用型森林づくり制度）	—	—	—		10
	事業名 ㉞特別対策事業・一般事業河畔林整備事業費	10,000	5,000	2,000		20
	事業名 ㉟河川総合流域防災工事	6,511,743	7,024,000	6,691,000		19
	事業名 ㊱河川環境整備事業費	9,000	9,000			20
	事業名 ㊲河川改修事業費・特別対策事業・一般事業（生きている川づくり推進事業）	133,500	110,900	114,200		20
	事業名 ㊳野付海岸侵食対策事業	264,000	572,855	520,000		18,20
	事業名 ㊴公園公共事業費	650,000	734,000	770,000		19
	事業名 ㊵道立都市公園整備費	200,758	163,471	117,000		19
H 2 4 年度の主な取り組み	①平成25年3月、生物の多様性の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本原則、道等の責務、道の施策の基本となる事項、必要な事業及び規制等を定めた「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」を制定した。 ②～④北海道生物の多様性の保全等に関する条例の制定（H25.3）に対応して、北海道立自然公園条例及び北海道自然環境等保全条例の目的や規制内容等に生物多様性の視点を盛り込むなど所要の改正を行った。 ②自然保護監視員（145名）、鳥獣保護員（290名）及び希少野生動物植物保護監視員（51名）を配置し、自然公園や鳥獣の保護管理、狩猟者指導及び希少種の保護監視等を行った。 ③自然公園の本来の風致景観の維持及び適正な利用を推進するため、自然公園内での許認可に係る現地調査や巡視を実施するとともに、スノーモービル等の乗り入れ規制地区における案内標識を設置・更新した。また、ヒグマとの遭遇を回避するため、大雪山国立公園高原温泉地区において監視員を配置し、利用者への安全指導を実施した。					

<p>H 2 4 年 度 の 主 な 取 組 み</p>	<p>④自然公園を取り巻く社会的情勢や自然環境の変化に対応した保護と利用を図るため、大沼国定公園及び磐寒別天売焼尻国定公園の公園計画の見直しを進めたほか、天塩岳道立自然公園の計画の見直しに着手した。</p> <p>⑤知床世界自然遺産地域科学委員会海域WGからの助言を受けて第2期海域管理計画を策定した。必要なモニタリング調査（サケ科魚類改良効果調査、海棲哺乳類生息状況調査）の実施に取り組んだ。知床ルール（適正な利用）の普及啓発として、登山道における携帯トイレの利用を促進する啓発資材を作成し、啓発を行った。</p> <p>⑥新規指定した12カ所及び更新した25カ所の鳥獣保護区等において案内板、制札を設置したほか、道が整備した野鳥公園等の利用施設の維持管理を行った。</p> <p>⑦ヒグマによる人身事故等の多い春季・秋季に注意特別期間を設け、パトロールやリーフレット配付を行ったほか、ヒグマ保護管理検討会を開催した。また、「渡島半島地域ヒグマ保護管理計画」等に基づき、人材育成のための捕獲を実施した。</p> <p>⑧野鳥の高病原性鳥インフルエンザの早期発見及び発生時における感染範囲の把握のため、渡り鳥の飛来地の巡視や死亡野鳥等のウイルス検査を実施した。また、環境省が実施するガンカモ類の糞便調査に協力した。</p> <p>⑨「エゾシカ保護管理計画」に基づき、エゾシカの個体数を適正に管理し、被害の低減を図るため、関係機関によるエゾシカ対策協議会を開催し、対策について検討するとともに、生息環境・捕獲状況調査等を実施した。また、狩猟の適正管理のための巡視や普及啓発を行った。</p> <p>⑩エゾシカについて、試験実施町村、NPO、大学等とともに協議会（エゾシカネットワーク）を設置し、効率的な捕獲技術（シャープ・シューティング）の実証試験、捕獲の担い手育成等の研修会、エゾシカによる高山植物被害対策の現地試験等を実施した。</p> <p>⑪環境生活部、農政部、水産林務部が連携し、各振興局に「エゾシカ被害防止対策指導チーム」を組織し、現地対応を含む指導・相談の応対や、交付金等活用の提案を行うなど、現場レベルでの支援を行った。</p> <p>⑫各地で実施されたエゾシカ捕獲手法に関する情報収集及び夜間の銃器による仮想捕獲試験を実施したほか、地域における計画的捕獲（カリング）のための計画立案及び一部試行を行った。</p> <p>⑬エゾシカ対策条例（仮称）の検討を行った。</p> <p>⑭エゾシカ捕獲の担い手を確保し、捕獲効率の向上を図るため、全道の狩猟者を対象としたアンケートを実施（約3,000人から回答）したほか、捕獲現場や食肉処理施設において約3,500件の捕獲個体に関するデータを収集した。</p> <p>⑮森林内のエゾシカ捕獲の推進を図るため、道有林内の林道の除雪を行った。</p> <p>⑯1町において冬期間の森林内に餌を設置し、おびき寄せたエゾシカを捕獲する取組を行い、通常の狩猟より効率的な効果をあげた。</p> <p>⑰高潮や浸食被害から海岸を防護し、地域特性に応じた自然環境と共生する海岸づくりを推進するため、7地区において護岸等の海岸保全施設整備事業、1地区において便利施設等の海岸環境整備事業を実施した。</p> <p>⑱魚道の適切な管理により、さけます類や渓流生態系の連続性を確保するため、魚道が設置された河川の現況を調査し、必要な維持補修を実施した（7件で維持補修を実施）。</p> <p>⑲水産動植物の保護等を目的とした保護水面の指定・管理を通じ、さけます類資源の保護を図るため、密猟防止、生息環境、砂利採取等の監視パトロールを実施した。</p> <p>⑳魚道の維持管理要領を策定し、魚道施設の点検を実施した。</p> <p>㉑水資源のかん養及び国土の保全等を目的に、公益的機能が著しく低下した保安林等を対象として、育成複層林への誘導・造成等による森林整備を行った。</p> <p>㉒土砂の流出または崩壊の防備等のため、防災機能の発揮が必要とされる地域等における森林の整備等を実施した。</p> <p>㉓関係機関における情報交換や連絡調整を行うため、北海道みどり会議21、みどりの環境づくり推進委員会及びみどりの環境づくり地域会議を開催した。</p> <p>㉔「ふるさとをみどりによみがえらそう運動」を道民運動として展開するため、みどりバンクを通じた情報提供（みどりの働民185団体を掲載）や移動パネル展の開催（20市町村）等による普及啓発を行った。</p> <p>㉕みどりづくり活動を指導・助言するグリーンコーディネーターの派遣を行った（22回）。</p> <p>㉖漁業関係者が消費者や農業関係者とともに「お魚殖やす植樹活動」を支援し、全道22カ所において8,634本／年を植樹した。</p> <p>㉗道有林における公益的機能の維持増進を目的とする森林づくりを推進するため、全道で植栽や間伐、林道改良などの整備を実施した。</p> <p>㉘企業が行う森林づくりに関するCSR活動を促進するため、企業が行う道内民有林の整備活動への支援を行った。</p> <p>㉙希少な野生動植物の生息・生育している森林や特徴ある貴重な森林を、「生物多様性保全の森林」として設定し、その特性に応じた森林の管理などを行った。</p> <p>㉚地域住民が主体となった身近な森林の整備や保全活動を促進するため、「北の魚つきの森」の認定を行い、植樹・育樹等の技術的指導を行った。</p> <p>㉛水源林を復元するため、道民の森・神居尻地区の「水源の森」フィールドにおいて、企業や団体等多くの道民による植樹活動を行った。</p> <p>㉜北海道がコーディネーターとなり、地球温暖化の防止に向けて、木質バイオマスの利用に伴う二酸化炭素排出削減や間伐による森林の二酸化炭素吸収量をクレジット化して企業に移転し、その対価を企業の森林づくりに活用した（クレジット移転量205t）。</p> <p>㉝道内16河川において、親しみやすい川・水質の改善・子どもたちの川づくり・魚道の整備など、生きている川づくりを実施し、</p> <p>㉞道内56河川において、河畔林の保全に配慮した水害・土砂対策等を行った。</p> <p>㉟うるおいのある水辺空間を創出するため、札幌北部地区河川において河川浄化を行った。</p> <p>㊱道内16河川において、親しみやすい川・水質の改善・子どもたちの川づくり・魚道の整備など、生きている川づくりを実施し、</p> <p>㊲野付半島における長期的な海浜の安定化及び砂浜の回復を目指し、突堤、消波堤等の海岸保全施設の整備を行った。</p> <p>㊳「北海道広域緑地計画」に基づき、道立広域公園（オホーツク流水公園他）において、公園整備及び修繕等を行った。</p>
<p>課 題</p>	<p>■多様な野生生物の生息・生育環境の保全には、行政による取組だけではなく、多様な主体の連携が必要である。</p> <p>■盗掘、違法な採集による希少動植物の個体数の減少、登山者の増加による登山道周辺の環境破壊、高山帯まで入り込むスノーモービルによる植生の破壊などの人為的影響を最小限にすることが必要である。</p> <p>■野生鳥獣の保護のため、鳥獣への安易な餌付け等が与える影響など野生鳥獣に関する正しい知識を道民や観光客等にもってもらう必要がある。</p> <p>■ヒグマについては、集落付近への出没や農作物被害が増加する一方、地域個体群の存続を図る取組も必要であり、人間とのあつれきを軽減しながら保護管理を行っていくことが必要である。</p> <p>■エゾシカは、全道で約59万頭生息し、近年、減少の可能性はあるものの依然高水準にあり、多大な農林業被害が発生している。また、天然林の樹皮剥離や林床植物の減少、高山植物への食害など生態系への悪影響や交通事故の増加など人間とのあつれきが顕著になっており、生息数を減少させるため、捕獲推進プランの目標頭数を超える捕獲（特にメスジカ）が必要である。</p> <p>■タンチョウなど希少な動植物の重要な生息・生育の場である湿原の保全が必要となっている。</p> <p>■河川については、ダムや堰など河川を横断する工作物により、河川を行き来する魚類の産卵場や稚幼魚期の生育場の確保に支障をきたしている例があること、また、釣りを目的に放流された外来種による在来種の駆逐の問題がある。</p> <p>■良質な水の安定供給や、安全な国土基盤の形成への要請が高まっており、森林が有するこれらの公益的機能の維持増進が必要である。</p> <p>■森林は、野生生物の生息・生育の場であるが、林業経営の低迷により、下刈りや除間伐などの手入れが不足している人工林や伐採が繰り返されたことにより質的な低下が危惧される天然林があることから、地域の生物相の維持に必要な森林の保全を進めることが必要である。</p>

今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ■自然公園や道自然環境保全地域等のすぐれた自然環境を適切に保護・管理する。 ■世界自然遺産に登録された知床の厳格な保全を図るため、知床ルール（適正な利用）の普及啓発を行う。 ■北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づき、鳥獣の保護管理を進めるとともに、生物多様性に著しい影響を与える餌付け行為を指定餌付け行為に指定し、防止を図る。 ■野生鳥獣の適切な保護管理を行うため、第11次北海道鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区等の指定等及び標識等の整備計画的に行うなどして、多様な野生生物の生息・生育環境の保全を図る。 ■ヒグマについては、全道域における保護管理を行う必要があることから、全道域を対象とした「北海道ヒグマ保護管理計画」の策定や計画策定に必要な生息数把握等のためのモニタリング調査、ヒグマに対応できる狩猟者の育成、人身事故等の防止に向けた普及啓発等を実施する。 ■「北海道における野鳥の高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル」に基づき、振興局における死亡野鳥等検査の実施など、現在の対応を継続する。 ■生息数の増加により多大な農林業被害をもたらしているエゾシカについては、適正な個体数の管理に向け、捕獲の促進や捕獲の担い手の確保、有効活用の推進など、総合的なエゾシカ対策を実施する。 ■原生林など貴重な森林の保全に努めるとともに、保安林をはじめとする多様な公益的機能を有する森林の保全・整備を進める。 ■企業や住民の参加など多様な手法による森林の保全・整備をすすめる。 ■自然の連続性を図るなど、みどりのネットワーク形成や自然環境・生態系に配慮して、都市公園・緑地・河川・街路樹等身近なみどりの保全・回復・創造をすすめる。 ■河川・湖沼・海岸など、関係者と連携し、多様な水辺空間の保全と整備に努める。 ■補助金の活用や企業等からの支援により、民間団体等による積極的な生物多様性保全活動を促進する。
-------	--

目標・基本方針別の点検・評価シート（４）

<生物多様性保全計画の目標・基本方針>

目標	2. 地域の特性に応じた生態系構成要素の持続可能な利用
基本方針	①生態系に及ぼす影響を少なくする生態系構成要素の持続的な利用を図る。
項目	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系や種の保存を考慮した動植物の利用 ・環境負荷を抑え、循環利用に配慮した大気や水の利用

<施策の評価>

	金額（単位：千円）	H 2 3 予算	H 2 4 予算	H 2 5 予算	備考	環境基本計画 施策番号
		17,670,126	19,094,507	26,512,919		
*上記の内訳 関連する予算事業名	金額（単位：千円）					
		H 2 3 予算	H 2 4 予算	H 2 5 予算		
事業名	①体験型観光推進費（アウトドア活動振興環境整備事業費）	817	755	644		13, 33
事業名	②水質汚濁対策費（水質汚濁対策費）	81,227	79,379	83,512		24
事業名	③浄化槽整備事業費（浄化槽設置整備事業費）	1,574	1,416	1,220		24
事業名	④浄化槽整備事業費（浄化槽整備償還基金造成費補助金）	522	522	514		24
事業名	⑤北海道の豊かな水と自然を守る事業「北海道e-水プロジェクト」【赤いカキプロジェクト事業】	—	—	—		24
事業名	⑥土地利用規制等対策費（水資源保全推進費）	0	18,262	16,475		24
事業名	⑦水産系廃棄物適正処理促進事業費	820	684	603		33
事業名	⑧環境・生態系保全活動支援事業費	86,822	83,129	73,478		33
事業名	⑨治山事業費（水源地域等保安林整備事業費）	2,058,017	1,853,689	2,569,860		10
事業名	⑩治山事業費（防災林整備事業）	225,683	179,868	439,018		10
事業名	⑪森林整備事業（公共事業＜道有林＞）	871,223	1,093,718	1,921,918		10, 33
事業名	⑫森林整備事業（単独事業＜道有林＞）	738,938	736,932	751,639		10, 33
事業名	⑬ほっかいどう企業の森林づくり【赤いカキプロジェクト事業】	—	—	—		10
事業名	⑭生物多様性保全の森林の設定【赤いカキプロジェクト事業】	—	—	—		10
事業名	⑮「北の魚つきの森」活動支援【赤いカキプロジェクト事業】	—	—	—		10
事業名	⑯道民との協働による水源林の復元【赤いカキプロジェクト事業】	—	—	—		10
事業名	⑰森林資源の環境価値化支援事業（カーボン・オフセット活用型森林づくり制度）	—	—	—		10
事業名	⑱森林環境保全整備事業（補助金）	182,000	350,000	766,000		33
事業名	⑲森林整備事業費（森林環境保全整備事業（造林）＜一般民有林分＞）	7,806,294	7,953,004	6,153,379		33
事業名	⑳森林整備加速化・林業再生事業（間伐＜一般民有林＞）	1,655,028	473,212	1,003,492		33
事業名	㉑農山漁村地域整備交付金（森林環境保全整備事業（造林）＜一般民有林分＞）	23,388	20,464	0		33
事業名	㉒未来につながる森づくり推進事業費補助金	526,240	526,240	586,240		33
事業名	㉓森林整備加速化・林業再生事業費（木質バイオマスの利用促進の取組）	3,411,533	5,723,233	12,144,927		33
事業名	㉔森林整備加速化・林業再生事業費（道産木材の需要拡大の取組）					33
事業名	㉕知床世界自然遺産保全対策費（知床地域自然環境保全管理費）	11,226	10,089	9,682		11, 14
H 2 4 年度の主な取り組み	<p>①アウトドア資格制度の運営を通じ、アウトドアガイド・事業者の育成などにより、より多くの道民や観光客がアウトドア活動を楽しむ環境づくりを推進した。</p> <p>②「水生生物の保全に係る水質環境基準」の類型指定を新たに10水域で行った。地域の環境保全団体等へ助言・支援等を行い、2流域（風連湖・野付湾）で流域環境保全計画が策定された。</p> <p>③④し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽の普及を促進するため、市町村が行う設置整備事業に対して補助した。</p> <p>⑤本道の水環境の保全に貢献したい企業との協働事業である「北海道e-水（イミズ）プロジェクト」により、地域の湖沼・河川等において水環境の保全に取り組む活動団体に対し助成を行った（9団体へ助成）。</p> <p>⑥平成24年3月に制定した「北海道水資源の保全に関する条例」に基づき、水資源保全地域を指定する（41市町村115地域）とともに、平成24年10月から土地取引行為に係る新たな事前届出制を導入した。</p> <p>⑦水産系廃棄物の循環利用促進のため、水産系廃棄物発生量調査を実施し、現状把握を行った（ホタテ貝殻等多くの種類で高い循環利用率となっている）。また、動物性残さを利用した有効利用試験等に対し、技術指導等の支援を行った。</p> <p>⑧水産資源の保護・培養や水質浄化等の公益的機能を持っている藻場・干潟等を維持管理するため、保全活動に取り組む活動組織に対する支援を行った（全道68組織）。</p> <p>⑨水資源のかん養及び国土の保全等を目的に、公益的機能が著しく低下した保安林等を対象として、育成複層林への誘導・造成等による森林整備を行った。</p> <p>⑩土砂の流出または崩壊の防備等のため、防災機能の発揮が必要とされる地域等における森林の整備等を実施した。</p> <p>⑪⑫道有林における公益的機能の維持増進を目的とする森林づくりを推進するため、全道で植栽や間伐、林道改良などの整備を行った。</p> <p>⑬企業が行う森林づくりに関するCSR活動を促進するため、企業が行う道内民有林の整備活動への支援を行った。</p> <p>⑭希少な野生動植物の生息・生育している森林や特徴ある貴重な森林を、「生物多様性保全の森林」として設定し、その特性に応じた森林の管理などを行った。</p> <p>⑮地域住民が主体となった身近な森林の整備や保全活動を促進するため、「北の魚つきの森」の認定を行い、植樹・育樹等の技術的指導を行った。</p> <p>⑯水源林を復元するため、道民の森・神居尻地区の「水源の森」フィールドにおいて、企業や団体等多くの道民による植樹活動を行った。</p>					

<p>H 2 4 年 度 の 主 な 取 組 み</p>	<p>⑰北海道がコーディネーターとなり、地球温暖化の防止に向けて、木質バイオマスの利用に伴う二酸化炭素排出削減量や間伐による森林の二酸化炭素吸収量をクレジット化して企業に移転し、その対価を企業の森林づくりに活用した（クレジット移転量205t-CO2）。</p> <p>⑱～㉒地域の特性に応じた森林づくりに向けて、それぞれの森林において発揮すべき機能に応じ、造林や間伐、路網の整備などの森林整備の推進を行った。</p> <p>㉓㉔地材地消の推進や木質バイオマスの利活用促進のため、地材地消の情報発信、地材地消フェアの開催、木質バイオマス利活用施設等の整備への支援及び木質ペレットの需要拡大を図るためのセミナー開催への支援などを実施した。</p> <p>㉕知床世界自然遺産地域科学委員会海域WGからの助言を受けて第2期海域管理計画を策定した。必要なモニタリング調査（サケ科魚類改良効果調査、海棲哺乳類生息状況調査）の実施に取り組んだ。知床ルール（適正な利用）の普及啓発として、登山道における携帯トイレの利用を促進する啓発資材を作成し、啓発を行った。</p>
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■「北海道アウトドア資格制度」の普及、定着を図る必要がある。 ■環境保全意識を向上するため、本道の豊かな自然環境と調和した観光産業をさらに進める必要がある。 ■湖沼など閉鎖性水域における環境基準達成率が低い状況となっている。水質を改善するためには、相当の期間を要するため、国や市町村や地域住民等による連携した取組が必要である。 ■農村地帯等の地下水において、環境基準を超える濃度の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出される事例がある。 ■流域における健全な水循環の構築に向け、流域関係者が共通した認識を持つことが必要である。 ■良質な水の安定供給や、安全な国土基盤の形成への要請が高まっており、森林が有する公益的機能の維持増進が必要である。 ■森林は、生物多様性の保全にとって最も重要な位置を占めるが、天然林の中には伐採が繰り返されたことにより質的な低下が危惧されているものもあることから、地域の生物相の維持に必要な森林の保全を進めることが必要である。 ■安全・安心な農水産物の提供や道産木材の利用・水源かん養や二酸化炭素吸収などの機能の発揮につなげるため、環境に配慮した農林水産業をさらに進める必要がある。 ■農林水産業から排出される、各種廃棄物の適正な処理や、バイオマス利活用施設等での循環的利用を進める必要がある。
<p>今 後 の 方 向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■引き続き、アウトドア資格制度の運営を通じ、アウトドア活動を楽しむ環境づくりを進める。 ■地域の特性を生かしたエコツーリズム、グリーン・ツーリズム等を推進する。 ■今後とも、公共用水域・地下水の常時監視や事業場等への立入検査による監視・指導を効率的かつ効果的に実施していくとともに、関係機関と連携して、生活排水処理施設の整備など汚濁発生源対策に取り組む、水環境の保全に努める。 ■健全な水循環の確保の取組を推進するため、引き続き、流域環境保全計画づくりガイドや「北海道e-水プロジェクト」等を活用して、地域関係団体の活動を支援する。 ■原生林など貴重な森林の保全に努めるとともに、保安林をはじめとする多様な公益的機能を有する森林の保全・整備を進める。 ■企業や住民の参加など多様な手法による森林の保全・整備をすすめる。 ■生物多様性を保全することは、地域において展開している農林水産業や観光産業の基盤である生態系サービスの保全につながり、各産業からの持続的な恩恵の享受に資することから、取組を進める必要がある。 ■世界自然遺産に登録された知床の厳格な保全を図るため、知床ルール（適正な利用）の普及啓発を行う。

目標・基本方針別の点検・評価シート（5）

<生物多様性保全計画の目標・基本方針>

目標	2. 地域の特性に応じた生態系構成要素の持続可能な利用
基本方針	③生物多様性に及ぼす影響を少なくする土地利用を図る。
項目	・自然条件を考慮した適正な区分と利用 ・環境負荷の抑制と土地利用目的の両立

<施策の評価>

金額（単位：千円）	H 2 3 予算	H 2 4 予算	H 2 5 予算	備考	環境基本計画 施策番号
	5, 125, 268	4, 560, 922	4, 495, 176		
*上記の内訳					
関連する予算事業名	金額（単位：千円）				
	H 2 3 予算	H 2 4 予算	H 2 5 予算		
事業名	①自然公園等整備費（自然公園施設整備費）	51, 914	67, 149	40, 784	12
事業名	②知床世界自然遺産保全対策費（知床地域自然環境保全管理費）	11, 226	10, 089	9, 682	11, 14
事業名	③有機農業総合推進事業費（有機農業拡大促進事業）	3, 690	3, 321	7, 566	33
事業名	④クリーン農業総合推進事業費	15, 145	9, 860	9, 865	33
事業名	⑤畜産振興総合対策事業費（畜産環境保全推進対策事業費）	884	796	680	33
事業名	⑥畜産環境保全対策推進事業費（畜産環境保全施設整備特別緊急対策事業費）	981, 069	949, 334	834, 127	33
事業名	⑦畜産環境保全対策推進事業費（家畜排せつ物活用施設整備特別支援対策事業費）	193, 170	189, 844	185, 549	33
事業名	⑧畜産環境総合整備事業費（資源リサイクル型）	66, 000	49, 500	36, 000	33
事業名	⑨畜産担い手育成総合整備事業費（再編整備型）	1, 356, 500	1, 210, 000	1, 541, 000	33
事業名	⑩農地・水保全管理支払事業費（共同活動支援活動事業費）	1, 886, 773	1, 676, 025	1, 558, 237	33
事業名	⑪北の大地のめぐみ愛食総合推進事業費（新しい愛食運動推進事業費）	2, 700	2, 430	0	33
事業名	⑫環境保全型農業直接支援対策事業費	502, 088	335, 000	214, 000	33
事業名	⑬環境影響審査制度推進事業費（環境影響審査指導費）	2, 645	2, 380	3, 148	37
事業名	⑭特定開発行為規制指導費	2, 667	2, 706	2, 586	34
事業名	⑮国土利用計画推進費	906	889	782	34
事業名	⑯土地利用規制等対策費（土地利用基本計画の管理）	2, 694	2, 674	2, 295	34
事業名	⑰工場環境整備対策費	381	362	358	34
事業名	⑱林地開発行為等施行費	2, 633	2, 607	2, 573	34
事業名	⑲都市計画推進費（都市計画基礎調査）	40, 000	44, 000	44, 000	34
事業名	⑳開発行為等施行費	2, 183	1, 956	1, 944	34
H 2 4 年度の主な取り組み	<p>①自然公園の適正な利用や利用者の安全性及び景観保全を図るため、30施設において補修・改良等を実施した。</p> <p>②知床世界自然遺産地域科学委員会海域WGからの助言を受けて第2期海域管理計画を策定した。必要なモニタリング調査（サケ科魚類改良効果調査、海棲哺乳類生息状況調査）の実施に取り組んだ。知床ルール（適正な利用）の普及啓発として、登山道における携帯トイレの利用を促進する啓発資材を作成し、啓発を行った。</p> <p>③有機農業者のネットワークづくりや、有機農業に係る新技術の開発・普及を推進したほか、消費者の有機農業に対する理解醸成を図る取り組みを実施した。有機農業団体が実施した有機農業に係る実践技術の情報発信や技術交換大会・地方技術セミナー等の開催を支援した。</p> <p>④高度なクリーン農業技術の開発（8課題）やYES!clean農産物表示制度（登録件数：382生産集団）の推進、拡大に向けた取組を推進した。</p> <p>⑤振興局と市町村に「家畜排せつ物適正管理及び利用促進指導チーム」を設置し、連携して家畜排せつ物の管理の適正化を図るとともに、有効利用の促進を図った。</p> <p>⑥～⑨家畜排せつ物の管理の適正化等を進めるために（財）畜産環境整備機構が実施している「畜産環境整備リース事業」について、農家負担の軽減を図るための助成を行った。</p> <p>⑩農地・水・環境の良好な保全を図るため、地域ぐるみでの農地・農業用水等の適切な保全活動に対し、支援を行った（102市町村、689地区）。</p> <p>⑪地元で採れたものを地元で消費する「地産地消」を進めるため、愛食道民会議、生産者料理コンテスト等を開催した。</p> <p>⑫化学肥料や化学農薬が5割以上低減されるなどの取組が行われた地域や営農活動に支援を行った（86市町村、1,212件）。</p> <p>⑬環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施について、法又は条例に基づき環境影響評価制度の方法書手続（1件）、準備書手続（4件）、評価書手続（1件）及び事前相談（7件）の審査等を行った。</p> <p>環境影響評価条例施行後の情勢変化を踏まえて、事業計画段階から環境配慮を検討する手続やインターネットにより公表する制度を新たに導入するための条例改正を行った。</p> <p>⑭国土の無秩序な開発を防止するため、1ha以上の規模の特定の開発行為について、開発許可等（20件）、事前相談（53件）、事前審査（13件）、完了検査（3件）、監視調査等（151件）を行った。</p> <p>⑮⑯「国土利用計画（北海道計画）」を適正に管理するため、土地利用現況把握調査を実施したほか、市町村計画の策定・改定の助言を行った。</p> <p>⑰「工場立地法」に基づく届出に対する審査を行い、工場敷地内の緑化等に関する助言・指導を行った。</p> <p>⑱森林の機能が無秩序な開発によって阻害されないよう、地域森林計画の対象民有林の開発行為について、審査、許可、指導監督等を行った（開発許可等：120件）。</p> <p>⑲都市計画の決定や変更等に活用される基礎調査を15市町において実施した。</p> <p>⑳無秩序な市街化を抑制するため、一定規模以上の開発行為について、審査、許可、指導監督等を行った（申請：78件）。</p>				

課題	<p>■本道の豊かな自然環境の保全には、行政による取組だけではなく、多様な主体の連携による取組が重要であり、住民や団体による自主的な取組の促進が必要である。</p> <p>■自然公園内の諸施設の老朽化が進んでおり、補修・改良が必要な施設が増加傾向にある。</p> <p>■近年のアウトドア活動の多様化等により、これまで以上に適正な利用を促進することが必要である。</p> <p>■知床世界自然遺産地域内海域の海洋生態系の保全と、漁業や海洋レクリエーション等の人間活動による適正な利用の両立を保持する必要がある。利用者数の増加やニーズの多様化に伴い、利用者の集中や不適切な利用による植生の荒廃のほか、写真撮影等によるヒグマとの不用意な接触など、野生生物とのあつれきが生じている。</p> <p>■安全・安心な農水産物の提供や道産木材の利用・水源かん養や二酸化炭素吸収などの機能の発揮につなげるため、環境に配慮した農林水産業をさらに進める必要がある。</p> <p>■有機農業は、除草などの労力がかかる上に、収量が不安定になりやすいことや流通量が少なく販路の確保が難しいことなど、生産・販売面での取組の難しさから農家数は少数にとどまっているため、普及・拡大に向けた環境づくりが必要である。</p> <p>■クリーン農業を先導する取組であるYES! clean農産物は、登録集団や作付面積は年々増加しているものの、まだ生産量が少ないことや消費者の認知度が低いことから、認知度の向上を図り、生産・流通・消費の拡大を進めることが必要である。</p> <p>■農林水産業から排出される、各種廃棄物の適正な処理や、バイオマス利活用施設等での循環的利用を進める必要がある。</p> <p>■生物多様性を保全することは、地域において展開している農林水産業や観光産業の基盤である生態系サービスの保全につながり、各産業からの持続的な恩恵の享受に資することから、取組を進める必要がある。</p> <p>■平成25年3月の「環境影響評価条例」改正により平成25年10月から導入する環境配慮書手続を通して、大規模開発事業について、より早期の事業計画段階からのより良い環境配慮の普及・定着が必要である。</p> <p>■交通手段におけるエネルギー消費や冷暖房等の熱エネルギーの効率化など環境負荷の小さい都市づくり、環境と調和したまちづくりを進めることが必要である。</p> <p>■緑化整備にあたっては種の選定に配慮するなど、各部が行う事業の中に、生物多様性保全の概念を盛り込むことが必要。</p>
今後の方向	<p>■自然公園や道自然環境保全地域等のすぐれた自然環境を適切に保護・管理する。</p> <p>■世界自然遺産に登録された知床の厳格な保全を図るため、知床ルール（適正な利用）の普及啓発を行う。</p> <p>■平成25年3月に策定した「北海道有機農業推進計画（第2期）」に基づき、有機農業への新規参入促進のほか、農家の経営面積の一部を有機に転換する「庭先有機」を促進するなど、有機農業に取り組む農家戸数の増加に向けた施策の推進を図る。</p> <p>■化学肥料・農薬を5割以上削減する高度なクリーン農業技術の開発・普及やクリーン農業への消費者の認知度の向上を図る。</p> <p>■平成25年10月に施行する新たな環境配慮書手続等に関し、施行規則や関係告示を整備するとともに、これら制度改正についての普及により、早期の事業計画段階からの環境配慮を含め、環境影響評価制度の適切な運用を通じて良好な環境の保全を図る。</p> <p>■「国土利用計画（北海道計画）」、「都市計画法」、「北海道自然環境等保全条例」等の適切な運用により、環境に配慮した土地利用を進める。</p> <p>■交通手段におけるエネルギー消費や冷暖房等の熱エネルギーの効率化など、環境負荷の少ない都市の実現に向けた「コンパクトなまちづくり」を目指した取組をすすめる。</p> <p>■野生生物の生息・生育空間に係る開発行為の影響を回避・低減するための施策は、本道の生物多様性保全の観点から大変重要であり、今後も、環境政策を取り巻く課題に対応した見直しが必要。</p>

目標・基本方針別の点検・評価シート（6）

<生物多様性保全計画の目標・基本方針>

目標	(各目標に共通する施策)
基本方針	—
項目	—

<施策の評価>

	金額（単位：千円）	H 2 3 予算	H 2 4 予算	H 2 5 予算	備考	環境基本計画 施策番号
		2,526,754	2,728,262	980,353		
		金額（単位：千円）				
		H 2 3 予算	H 2 4 予算	H 2 5 予算		
	*上記の内訳 関連する予算事業名					
	(自然とのふれあいの場の確保)					12
	事業名 ①自然公園等整備費（自然公園美化活動推進事業費補助金）	4,206	4,203	3,969		12
	事業名 ②自然公園等整備費（自然公園施設整備費）	51,914	67,149	40,784		12
	事業名 ③自然公園等整備費（自然公園管理費）（旭岳ビジターセンター）	945	945	945		12
	事業名 ④自然公園等整備費（自然公園管理費）（道立自然公園）	34,949	33,158	33,158		12
	事業名 ⑤野幌森林公園管理費	5,709	5,538	5,538		12
	事業名 ⑥開拓記念館費（管理運営費）	328,179	330,795	332,900		12, 28
	事業名 ⑦森林基盤整備事業（農山漁村地域整備交付金・地域自主戦略交付金）	1,618,400	1,836,600	169,620		12
	事業名 ⑧道民との協働の森づくり推進事業費（ふれあいの小径整備）	28,603	25,236	23,866		12
	事業名 ⑨道民との協働の森づくり推進事業費（森の情報発信）	16,176	12,365	10,511		12
	事業名 ⑩道民との協働の森づくり推進事業費（道民森づくりネットワークの集い）	2,502	2,502	1,677		12
	事業名 ⑪道立の森維持運営費	225,478	222,904	220,140		12
	事業名 ⑫道立の森整備管理費	3,331	4,740	9,880		12
	事業名 ⑬森と木が育む子ども健やか環境づくりプロジェクト事業費（「エコ・チャレンジの森」推進事業費）	1,905	1,233	1,440		12
予算の 動向	事業名 ⑭道民環境活動推進費（環境の村事業費）	2,771	2,493	2,244		28
	事業名 ⑮環境保全対策推進費（北海道環境保全基金事業（地域環境学習推進事業費））	3,000	3,000	3,000		28, 30
	事業名 ⑯道民環境活動推進費（北海道環境財助成費）	74,002	70,301	67,489		28, 29, 30
	事業名 ⑰北の大地のめぐみ愛食総合推進事業費（北海道らしい食育推進事業費）	17,816	16,994	0		28
	事業名 ⑱道民との協働の森づくり推進事業費（森の情報発信）	16,176	12,365	10,511		28
	事業名 ⑲道民との協働の森づくり推進事業費（道民森づくりネットワークの集い）	2,502	2,502	1,677		28
	事業名 ⑳「木育」運動定着支援対策事業費（木育マイスター育成事業費）	7,605	5,302	2,706		28
	事業名 ㉑「木育」運動定着支援対策事業費（木育活動普及促進事業費）	1,353	798	0		28
	事業名 ㉒学校教育活動促進費（地域とともに学ぶ環境教育推進事業）	9,755	7,107	6,343		28
	事業名 ㉓環境政策推進事業費（環境保全活動推進費）	1,015	1,089	980		29
	事業名 ㉔自然環境計画推進費（生物多様性保全推進事業費）	4,270	2,933	2,323		29
	事業名 ㉕北海道の豊かな水と自然を守る事業「北海道e-水プロジェクト」【赤いカチャツグ事業】	—	—	—		28, 29
	事業名 ㉖ほっかいどう企業の森林づくり【赤いカチャツグ事業】	—	—	—		29
	事業名 ㉗木育の産業化等に向けた支援【赤いカチャツグ事業】	—	—	—		29
	事業名 ㉘環境政策推進事業費（環境保全活動推進費のうち環境情報システム費）	7,568	5,202	4,792		30
	事業名 ㉙環境政策推進事業費（環境保全活動推進費のうち年次報告作成費）	1,226	1,226	1,004		30
	事業名 ㉚特定生物対策費（希少野生動植物保護対策推進費）	10,470	10,204	0		39
	事業名 ㉛知床世界自然遺産保全対策費（知床地域自然環境保全管理費）	11,226	10,089	9,682		39
事業名 ㉜エゾシカ対策推進事業費（エゾシカ対策推進費）	13,992	13,843	13,174		39	
事業名 ㉝エゾシカ対策推進事業費（エゾシカ管理体制整備事業）	6,964	4,902	0		39	
事業名 ㉞エゾシカ対策推進事業費（エゾシカ緊急対策事業費/計画的捕獲体制等実証実験事業費）	12,746	10,544	0		39	
H 2 4 年度の 主な 取り組み	<p>①自然公園内等で清掃活動やマナー向上のための活動等を実施している団体に対し助成を行った。</p> <p>②自然公園の適正な利用や利用者の安全性及び景観保全を図るため、30施設において補修・改良等を実施した。</p> <p>③大雪山国立公園の自然情報発信拠点である旭岳ビジターセンターの維持管理を行った（地元の東川町に運営管理を委託）。</p> <p>④国立・国定自然公園内に道が設置した公衆トイレを維持管理した。</p> <p>⑤道立野幌森林公園内の記念施設地区における各種施設の保守管理を行った。</p> <p>⑥本道の歴史や自然に対する認識を深める施設を管理運営した（自然ふれあい交流館来館者数46,278人）。</p> <p>⑦森林の有する多面的機能の維持増進を図り、山村住民の働く場を安定的に確保するとともに、都市住民が保健休養の場として森林を利用できる環境整備のため、12地区において森林基幹道の整備、46地区において森林管理道の整備を行った。</p> <p>⑧道民が安全かつ自由に森林を利用できるよう、道有林12カ所において草刈り、丸太階段の整備、標識等の設置及び散策路の補修を行った。</p> <p>⑨森林や森づくりに関する情報を季節情報誌を通じて発信（17森林室で発行）するとともに、森林学習や森林体験活動等の森林とのふれあいプログラムを483回提供した。</p> <p>⑩「道民森づくりネットワークの集い」を開催し、参加者2,200名が、森づくりに関する情報交換をし、交流を深めた。</p>					

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">H 2 4 年 度 の 主 な 取 組 み</p>	<p>⑪⑫森林利用施設「道立の森」5施設（①道民の森（当別町・月形町）、②羊蹄青少年の森（真狩村）、③旭川21世紀の森（旭川市）、④津別21世紀の森（津別町）、⑤トムテ文化の森（名寄市））の維持管理及び施設の修繕を行った。</p> <p>⑬「道民の森・神居尻地区」に設定した「エコ・チャレンジの森」において、道民が植樹した箇所の下刈りを実施した（植樹は23年度まで計画通り実施し、植樹後5年間は下刈りによる保育を実施）。</p> <p>⑭環境に負荷をかけない暮らしを体験し、自然への知識や接し方を学ぶ環境教育（アースファミリーキャンプ等、参加者116名）及び人材育成（エコロジックワークショップ、参加者87名）を開催した。</p> <p>⑮環境学習普及事業を実施する（13振興局、33事業）とともに、地域の自主的な環境学習を支援する「地域環境学習講座『Ecoアカデミア』」では、講師として専門家を派遣した（23回派遣、1,155人参加）。</p> <p>⑯北海道における環境保全活動の促進を目指し、環境に関する情報の提供や学習機会の提供、環境保全活動への支援等に関する事業を実施する（公財）北海道環境財団に対し、助成を行った。</p> <p>⑰安全な食品を選択する能力や望ましい食習慣を身につける「食育」を推進するため、どさんこ食育推進協議会（1回）や食育コーディネーターの派遣（15回）を行った。</p> <p>⑱森林や森づくりに関する情報を季節情報誌を通じて発信（17森林室で発行）するとともに、森林学習や森林体験活動等の森林とのふれあいプログラムを483回提供した。</p> <p>⑲「道民森づくりネットワークの集い」を開催し、参加者2,200名が、森づくりに関する情報交換をし、交流を深めた。</p> <p>⑳成21年度に作成した木育プログラムを活用し、「木育マイスター」育成研修を十勝地域・道南地域の2地域で実施し、39名を木育マイスターに認定した。</p> <p>㉑木育遊具の導入施設等に木育に関する指導者を派遣し、木育の理念や知識の提供、木育遊具の活用と木工体験や森林観察等を組み合わせた木育活動を全道15カ所で行った。</p> <p>㉒北海道における環境教育の一層の充実・推進を図るため、環境に関する優れた実践研究に取り組む小・中・高等学校を指定（12校）し、その取組を支援するとともに、「北海道環境学習フェア」（児童・保護者合わせ約160名が参加）を開催し、成果の普及に努めた。</p> <p>㉓道民・事業者・行政等が連携して環境保全活動を積極的に推進するため設置された「環境道民会議」において、環境問題について理解を深めるためのセミナーや情報交換会を実施したほか、道の環境施策に道民意見を反映させるために設置している「環境保全推進委員」から意見を伺ったほか、情報の提供等を行った。</p> <p>㉔「北海道生物多様性保全計画」に掲げた各圏域に圏域協議会を設立、運営し、地域の取組の推進を図った。</p> <p>㉕北海道の水環境の保全に貢献したい企業との協働事業である「北海道e-水（イーミズ）プロジェクト」により、地域の湖沼・河川等において水環境の保全に取り組む活動団体に対し助成を行った（9団体へ助成、助成団体は自然観察会等を実施）。</p> <p>㉖企業が行う森林づくりに関するCSR活動を促進するため、企業が持つ道内民有林の整備活動への支援を行った。</p> <p>㉗民間主体の「木育」を推進するため、「木育の産業化」や「木育によるCSR活動」を行う際に必要な情報提供等を行った。</p> <p>㉘公害や自然環境、社会環境など、環境の諸情報を一元的に管理し、環境施策を効率的に進めるとともに、道民等のニーズに応じ、インターネット等を通じた環境情報の提供を行った。環境に関する最新情報や話題を環境情報メールマガジン「北海道環境メッセージ」として、配信した（12回、登録者数約5千人）。</p> <p>㉙北海道の環境の状況等についてまとめた「年次報告」（320部）及び「環境白書」（1,400部）を作成し、道内各自治体や図書館等に配布したほか、「環境白書」をウェブサイトに公開し、情報の提供に努めた。</p> <p>㉚関係機関等と連携したタンチョウの保護対策を進めるなど、希少種の減少抑止や増加に向けた取組を行うとともに、「希少野生動物保護条例」に基づく指定希少動物について、魚類、植物で新たに指定すべき種について検討した。</p> <p>㉛世界自然遺産に登録された知床を保全・管理するため、国や地元自治体など関係機関による「科学委員会海城ワーキンググループ会合」を開催し、海域の保全に係る科学的検討を行うとともに、サケ科魚類遡上状況調査・河川工作物改良効果確認調査を実施</p> <p>㉜エゾシカ保護管理計画に基づき、エゾシカの個体数を適正に管理し、被害の低減を図るため、関係機関によるエゾシカ対策協議会を開催し、対策について検討するとともに、生息環境・捕獲状況調査等を実施した。また、狩猟の適正管理のための巡視や普及啓発を行った。</p> <p>㉝エゾシカについて、試験実施町村、NPO、大学等とともに協議会（エゾシカネットワーク）を設置し、効率的な捕獲技術（シャープ・シューティング）の実証試験、捕獲の担い手育成等の研修会、エゾシカによる高山植物食害対策の現地試験等を実施した。</p> <p>㉞各地で実施されたエゾシカ捕獲手法に関する情報収集及び夜間の銃器による仮想捕獲試験を実施したほか、地域における計画的捕獲（カリング）のための計画立案及び一部試行を行った。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">課 題</p>	<p>■自然公園内の諸施設や案内板の老朽化が進んでおり、補修・再整備等が必要である。</p> <p>■環境問題に取り組む人づくりが重要であり、「環境教育等の保全の促進に関する法律」の一部改正等に対応し、家庭、学校、職場、地域等における環境教育をさらに推進するため、現行の「北海道環境教育基本方針」を見直す必要がある。</p> <p>■環境教育は、自然環境の保全をはじめ、すべての分野から絶対的に必要な施策であるとともに、生物の多様性の保全に関する条例にもその取組が盛り込まれている。今後は、生物多様性という新しい概念の普及に向けた環境教育や、環境教育を行う人の育成のための事業を加える必要がある。</p> <p>■環境保全活動を行う団体の取組をさらに活性化させるため、環境保全に関する普及啓発の充実、実践する機会や情報提供をより一層推進することが必要である。</p> <p>■生物多様性の保全のためには、民間団体等の地域の多様な主体による取組が必要であることから、生物の多様性の保全に関する条例にもその取組が盛り込まれており、今後も積極的に進めるべき施策である。</p> <p>■多岐にわたる環境問題を適切に解決していくためには、科学的知見に基づいた施策の展開が不可欠であり、各研究機関相互や産学官の連携のもと、調査研究や技術開発の推進を図ることが必要である。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今 後 の 方 向</p>	<p>■地域における環境教育の指導者を育成し、効果的に活用するとともに、家庭、学校、NPO等の民間団体、事業者、行政など様々な主体の連携・協働による環境教育を推進する。また、地域のニーズの把握や取組の効果的なPRによる参加者、利用者の拡大を図る。</p> <p>■法の一部改正等に対応し、環境教育をさらに推進するため、現行の基本方針を見直し、「（仮称）北海道環境教育等行動計画」を策定する。</p> <p>■環境道民会議参加団体に対する情報提供を密にし、ニーズの把握と反映に取り組むとともに相互の連携を促進する。</p> <p>■地域における自主的な環境保全活動を促進するため、活動団体に対し支援を行う。</p> <p>■補助金の活用や企業等からの支援により、民間団体等による積極的な環境保全活動を促進する。</p> <p>■環境の状況や環境保全の取組状況など、道民等のニーズを把握しながら、ホームページや広報誌をはじめとする多様なメディアなどを活用して、道民が利用しやすい環境情報の提供を行う。</p> <p>■野生動物の生息実態等の調査は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に不可欠であることから、課題に対応した調査研究を進めるとともに、道民・民間団体・研究機関等と連携し、必要な科学的知見の集積や共有を図る必要がある。</p>